

【表紙】

【提出書類】 訂正報告書
【根拠条文】 法第27条の25第3項
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】 佐藤 清之輔
【住所又は本店所在地】 東京都港区
【報告義務発生日】 該当事項なし
【提出日】 2025年11月26日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】 該当事項なし
【提出形態】 該当事項なし
【変更報告書提出事由】 該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ブレインパッド
証券コード	3655
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者）／1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	佐藤 清之輔
住所又は本店所在地	東京都港区
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社ブレインパッド 上席執行役員 CFO 藤本菜月
電話番号	03-6721-7001

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.18
訂正される報告書の報告義務発生日	2025年11月12日
訂正箇所	下記参照

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

2025年7月30日付にて、提出者が保有する発行会社株式200,000株を、担保として株式会社横浜銀行（以下「横浜銀行」といいます。）に差し入れております。

2025年7月30日付にて、提出者が保有する発行会社株式100,000株を、担保としてUBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社（以下「UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント」といいます。）に差し入れております。

2025年8月15日付にて、提出者が保有する発行会社株式520,000株を、担保としてマネックス証券株式会社（以下「マネックス証券」といいます。）に差し入れております（以下、提出者が、横浜銀行、UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント及びマネックス証券に担保として差し入れた発行会社株式合計820,000株を、「本担保権付株式」と総称します。）。

2025年10月30日付にて、公開買付者との間で、本応募契約を締結しております。なお、提出者は、本応募契約において、公開買付者との間で、2023年3月29日付株式貸借契約に基づき日本証券金融株式会社に貸し出している223,000株（以下「本貸株対象株式」といいます。）及び本担保権付株式に関し、返還後又は担保権解除後から本公開買付けに応募することが実務上困難であると合理的に認められる場合には、提出者が本貸株対象株式及び本担保権付株式を本公開買付けに応募できなかったとしても提出者が本応募契約に基づく応募義務違反の責任を負わず、上記の場合で、本公開買付けが成立しその決済が完了した場合に、発行会社の株主総会が開催されるときには、提出者が、本公開買付けに応募されなかった本貸株対象株式及び本担保権付株式に係る議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の選択に従い、(i)公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対して適式な委任状を交付して包括的な代理権を授与するか、または(ii)公開買付者の指示に従って議決権を行使することを合意しております。

その後、2025年11月12日付にて、提出者が保有する発行会社株式620,000株を、担保として野村信託銀行株式会社に差し入れております。

また、2025年11月18日付にて、マネックス証券に担保として差し入れておりました発行会社株式520,000株の担保設定を解除しております。

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

2025年7月30日付にて、提出者が保有する発行会社株式200,000株を、担保として株式会社横浜銀行（以下「横浜銀行」といいます。）に差し入れてあります。

2025年7月30日付にて、提出者が保有する発行会社株式100,000株を、担保としてUBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社（以下「UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント」といいます。）に差し入れてあります。

2025年8月15日付にて、提出者が保有する発行会社株式520,000株を、担保としてマネックス証券株式会社（以下「マネックス証券」といいます。）に差し入れております（以下、提出者が、横浜銀行、UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント及びマネックス証券に担保として差し入れた発行会社株式合計820,000株を、「本担保権付株式」と総称します。）。

2025年10月30日付にて、公開買付者との間で、本応募契約を締結しております。なお、提出者は、本応募契約において、公開買付者との間で、2023年3月29日付株式貸借契約に基づき日本証券金融株式会社に貸し出している223,000株（以下「本貸株対象株式」といいます。）及び本担保権付株式に関し、返還後又は担保権解除後から本公開買付けに応募することが実務上困難であると合理的に認められる場合には、提出者が本貸株対象株式及び本担保権付株式を本公開買付けに応募できなかったとしても提出者が本応募契約に基づく応募義務違反の責任を負わず、上記の場合で、本公開買付けが成立しその決済が完了した場合に、発行会社の株主総会が開催されるときには、提出者が、本公開買付けに応募されなかった本貸株対象株式及び本担保権付株式に係る議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の選択に従い、(i)公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対して適式な委任状を交付して包括的な代理権を授与するか、または(ii)公開買付者の指示に従って議決権を行使することを合意しております。

その後、2025年11月12日付にて、提出者が保有する発行会社株式620,000株を、担保として野村信託銀行株式会社に差し入れてあります。